

屋上緑化推進事業

都市緑化を推進し、都市の快適な生活空間を創出するため、建物の屋上や外壁面を緑化する事業に補助金を交付します。

▽地域Ⅱ本市の市街化区域内

▽事業Ⅱ屋上緑化事業(植栽面積3平方メートル以上)、壁面緑化事業(植栽面積3平方メートル以上)、ベランダ緑化事業(植栽面積1平方メートル以上/プラントナーなどの設置は除く)のうち、植栽、植栽用土壌、灌水排水設備などに要する費用 ▽補助金Ⅱ対象事業に要した費用の2分の1支給限度額20万円、最低額5000円) ①公園緑地課に事前に相談を。 ▽申請期限Ⅱ平成27年1月30日(金) ※受付件数に限りあり。着工後の申請不可

②公園緑地課(☎231-1933)

身体などに障害のある方に対する軽自動車税の減免

障害者手帳などを持っている方に対する軽自動車税の減免制度があります。減免を受けることのできる障害の範囲や手続き方法などは問い合わせてください。減免を受けている方でも、障害名・等級運転者、使用目的に変更がある場合や車両番号を変更した場合は、改めて申請が必要です。

③申請期限Ⅱ5月26日(月)

④資産税課(☎231-1918)、各

総合支所市民生活課 ▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953) ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)

看板の経過措置期間満了が迫っています

改正された下関市屋外広告物条例が、平成21年6月1日から施行されています。条例改正に伴う経過措置期間(平成26年5月31日まで)が間もなく満了しますので、広告業者、看板を管理している方は、経過措置期間の満了までに必要な手続きを行ってください。



●必要な手続きⅡ経過措置期間満了までに許可を受ける必要があります。条例の基準に適合しないものは変更・改造が必要となる場合がありますので、早めに確認を。

●経過措置期間満了後はどうなる?Ⅱ条例の基準に適合しない看板は、除却命令など、罰則の対象となります。 ※許可手続きなどの詳細は、まちなみ住環境整備課へ問い合わせを ⑤まちなみ住環境整備課 (☎231-1225)

水洗便所改造等 資金利子補給制度

⑥水洗化工事(下水道への接続)を行う方 ※法人や新築住宅を除く ※工事着工後は申請不可 ⑦▽融

下関で生産された木材を安く販売します

資条件Ⅱ取扱金融機関の融資条件に該当する方 ▽融資金額Ⅱ1戸当たり50万円以内 ▽融資利息・保証料Ⅱ下水道局が全額負担 ▽償還方法Ⅱ融資を受けた翌月から5年以内の毎月均等償還 ▽取扱金融機関Ⅱ山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫の市内各本支店 ⑧上下水道局下水道課 (☎231-1363)

森林の土地の所有者となった方は届け出が必要です

⑨市内に事業所を置く工務店や市内に居住する個人 ⑩市内で生産されたスギ・ヒノキの柱材を、下関ブランド「しものせ木」として安く販売 ▽本数(年間限度数)Ⅱ個人/100本、業者/300本 ▽規格Ⅱ特1(105×105×3000)ミリ、特1(120×120×3000)ミリ ⑪農林整備課(☎231-1256)

下関市健康づくり計画「ふくふく健康21(第二次)」ができました



下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」の計画期間が平成25年度で終了し、平成26年度から35年度までの10年間を計画期間とする「ふくふく健康21(第二次)」を策定しました。「いのちを考え生きる力を育み いのちのハーモニーを奏でるまちづくり」を基本理念とし、一人ひとりの健康から、まち全体が元気になっていくことを目指し、市民の皆さん、関係機関などと一体となり、健康づくりの輪を広げていきます。 ※計画書冊子は、保健総務課、各保健(福祉)センターで配布。市ホームページからも閲覧可 ⑫保健総務課(☎231-1408)

⑫農林整備課(☎231-1256)

宅内の汚水まちは定期的に掃除しましょう

公共下水道に接続されている家庭内の汚水まちは、構造上、汚水に含まれるわずかな固形物や油分がたまりやすくなります。放置しておくことが詰まる可能性があります。各家庭で定期的に掃除しましょう。個人で十分可能です。

最近、汚水ましの清掃を代行する民間業者がいます。市は関与していませんので、注意を。

⑬上下水道局下水道課(☎231-1363)、北部事務所(☎772-4028)

森林の立木伐採は届け出を

県の定める地域森林計画対象森林の立木を伐採するときは、森林法に基づき届け出が必要です。無

断伐採は100万円以下の罰金に処せられます。

⑭森林所有者、伐採の権限を持つ方 ※伐採する人と所有者が違う場合、連名による届け出が必要 ⑮期伐採を始める90日前/30日前 ⑯届出先Ⅱ農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課 ※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからもダウンロード可 ⑰農林整備課(☎231-1256)

有害鳥獣駆除活動に理解と協力を

毎年、イノシシ・シカなどによる農林作物などへの被害が数多く発生しています。市では、農林作物被害の発生情報に基づく地元猟友会や自治会長などからの有害鳥獣捕獲依頼に対し、捕獲隊(猟友会)



有害鳥獣捕獲等許可証を発行し、有害鳥獣の駆除を依頼しています。捕獲隊員はオレンジ色の帽子とベスト、黄色い腕章を着用し、安全確保を第一に行っています。

●行楽シーズンで山に入る方へ
山に入る際、腰に白いタオルや手拭いなどを下げると、誤射の原因となることがあります。腰にタオルなどを下げる場合は黄やオレンジ色などの目立つ色の物を使用してください。

有害鳥獣対策室 ☎231-1262

「下関あんしん情報セット」を活用してください



高齢者の万一の緊急事態に備え、自身の緊急連絡先や医療情報などを記入するシートと容器などをまとめた「下関あんしん情報セット」を配布しています。見つけやすいよう冷蔵庫に保管しておきます。

☑市内在住で次のいずれかに該当する利用希望者 ▼65歳以上の一人暮らしの方 ▼75歳以上のみの世帯に属する方 ▼一人暮らしの重度障害のある方 ☑配布場所 Ⅱいきいき支援課、各総合支所市民生活課、各支所
☑いきいき支援課 ☎231-1340

統計調査への協力依頼

厚生労働省は、毎年国民の保健、医療、福祉などの状況を把握し、

厚生労働行政の企画・立案の基礎資料とするため、全国で無作為に抽出した地区で、国民生活基礎調査を実施しています。平成26年度は市内1地区が選ばれ、6月5日と7月10日に調査予定です。調査日前後に調査員が伺いますので協力をお願いします。

保健医療課 ☎231-1711、福祉政策課 ☎231-1723

ボートレース下関

5月の開催日程・イベント

●2日〜7日 日本モーターボート選手会会長杯 競艇の日大賞レース アプスシステム杯 ●17日〜21日 アフターファイブレース スポニチ金杯争奪戦 ●24日〜28日 アフターファイブレース BOAT Boyカップ ●31日〜6月3日 アフターファイブレース山口シネマ杯 ※場外・外向発売所の発売予定はホームページ (<http://www.shimonoseki.gr.jp/>) で確認を

ライオン ●優勝戦出場選手インタビュー Ⅱ 7日(水)午前10時

●新人選手紹介式 Ⅱ 7日(水)第5R発売中 ●優勝者表彰 Ⅱ 7日(水)第12R終了後 ●ふあふあシーポー Ⅱ 5・6日の午前9時50分〜午後4時

☑入場料 Ⅱ 100円
☑ボートレース下関 ☎246-1161

5月31日は世界禁煙デーです!

「世界禁煙デー」は、世界保健機関(WHO)が制定した「禁煙を推進するための日」です。この機会に禁煙や受動喫煙による健康への影響について考え、正しく理解するきっかけとしましょう。



●世界禁煙デー街頭キャンペーン Ⅱ 5月30日(金)午後6時〜6時30分 ☑下関駅前付近

●たばこに関する啓発パネル展 Ⅱ 5月26日〜30日 ☑市役所本庁舎本館1階ロビー
保健総務課 ☎231-1408

豊田ホテルの里ミュージアム 観覧料の変更のお知らせ

観覧料が次の通り、4月1日から減額されました。
▼大人400円→200円、大学生等200円→100円 ▼団体20人以上の場合: 大人300円→160円、大学生等150円→80円
☑豊田ホテルの里ミュージアム ☎767-0350

5月の献血

●24日(土) Ⅱ 午前10時〜正午、午後1時15分〜4時/ゆめシティ
●27日(火) Ⅱ 午前11時〜午後4時 30分/下関市立大学
※24日は400ml献血限定
☑保健総務課 ☎231-1426

2つの給付金についてお知らせします

◆臨時福祉給付金◆

●支給対象者
原則、平成26年1月1日に下関市に住民票があり、平成26年度分市民税(均等割)が課税されない方 ※自身を扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者の場合などは対象外
●支給額
1万円(対象者1人) ※対象者で次のいずれかに該当する方は5,000円加算 ①各種基礎年金等の受給者 ②児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
●申請方法
郵送申請 ※対象者への通知に申請案内を同送 ※支給対象でない方にも申請案内が届く場合あり ※申請者には審査後、支給・不支給の決定通知を送付
●申請期間
7月ごろ〜3カ月間(予定)
●受取方法
口座振込(原則)
※現金給付は振込口座が無いなどの特別な事情がある場合に限る

◆子育て世帯臨時特例給付金◆

●支給対象者
原則、平成26年1月1日に下関市に住民票があり、次のどちらの要件も満たす方 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
●対象児童
対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 ※平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外
●支給額
1万円(対象児童1人)
●申請方法
郵送申請 ※平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者に申請案内を郵送 ※公務員は勤務先で申請書を配布 ※申請者には審査後、支給・不支給の決定通知を送付
●申請期間
7月ごろ〜3カ月間(予定)
●受取方法
口座振込(原則)

◆制度に関するお問い合わせ◆
▷厚生労働省の専用ダイヤル ☎0570-037-192
午前9時〜午後6時 ※土・日曜日、祝日を除く
詳細 臨時福祉給付金室 ☎231-1208



振り込め詐欺にご注意ください!
市役所や厚生労働省がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給の手数料などの振込を求めることは絶対にありませんので、注意してください。

マークの見方

☑…対象 Ⅱ…日時 Ⅲ…期間 Ⅳ…場所 Ⅴ…内容 Ⅵ…講師 Ⅶ…定員
Ⅷ…参加費など Ⅷ…持参する物 Ⅸ…申込方法 Ⅹ…共通事項 Ⅺ…問合せ先